

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
101	尼崎市 障害児通所給付費等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

尼崎市は、障害児通所給付費等に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

障害児通所給付費等に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

尼崎市長

## 公表日

令和4年5月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所給付費等に関する事務
②事務の概要	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害児通所給付費等を支給している。 ①障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給申請の受理及び支給決定 ②障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給決定の変更申請の受理及び変更の決定 ③肢体不自由児通所医療費の支給 ④障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給申請の受理及び支給決定
③システムの名称	尼崎市障害福祉総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児通所支援事業申請データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)別表第一の8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法 (情報提供の根拠) 別表第二の16、56の2、116の項 (情報照会の根拠) 別表第二の10、11、12の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 障害福祉担当 障害福祉政策担当
②所属長の役職名	障害福祉政策担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務局 行政法務部 公文書管理担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉局 障害福祉担当 障害福祉政策担当

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月1日	文言関係(部署)	健康福祉局 障害福祉担当 障害福祉課	健康福祉局 障害福祉担当 障害福祉政策担当	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため
平成29年5月1日	文言関係(連絡先)	健康福祉局 障害福祉担当 障害福祉課	健康福祉局 障害福祉担当 障害福祉政策担当	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため
平成29年5月1日	定期的な評価書の見直し(対象人数)	平成28年3月31日	平成29年3月31日	事後	しきい値判断に変更がなかったため
平成29年5月1日	定期的な評価書の見直し(取扱者数)	平成28年3月31日	平成29年3月31日	事後	しきい値判断に変更がなかったため
平成30年5月1日	定期的な評価書の見直し(対象人数)	平成29年3月31日	平成30年3月31日	事後	しきい値判断に変更がなかったため
平成30年5月1日	定期的な評価書の見直し(取扱者数)	平成29年3月31日	平成30年3月31日	事後	しきい値判断に変更がなかったため
令和1年5月31日	定期的な評価書の見直し(対象人数)	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	しきい値判断に変更がなかったため
令和1年5月31日	定期的な評価書の見直し(取扱者数)	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	しきい値判断に変更がなかったため
令和2年6月1日	定期的な評価書の見直し(対象人数)	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	しきい値判断に変更がなかったため
令和2年6月1日	定期的な評価書の見直し(取扱者数)	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	しきい値判断に変更がなかったため
令和3年5月31日	定期的な評価書の見直し(対象人数)	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	しきい値判断に変更がなかったため
令和3年5月31日	定期的な評価書の見直し(対象人数)	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	しきい値判断に変更がなかったため
令和3年5月31日	文言関係(システム名称)	障害福祉総合システム	尼崎市障害福祉総合システム	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため
令和4年5月31日	定期的な評価書の見直し(対象人数)	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	しきい値判断に変更がなかったため
令和4年5月31日	定期的な評価書の見直し(取扱者数)	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	しきい値判断に変更がなかったため